

無計画な職員採用で市民サービスに直結する予算を見送り

令和4年度一般会計予算・補正予算

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による経済への影響は不透明ですが、生駒市は令和4年度一般会計予算において昨年度比で4.4%増の市税収入を見込み、また国からの新型コロナウイルス関連の手厚い交付金もあり、補正予算（第1回）と合わせ歳入歳出総額約393億円の予算案が議会に提出されました。

これと目ぼしい事業はないものの、予算編成方針で「働き盛り世代をメインターゲットとする『生駒らしい多様な暮らし方・働き方の実現』に資する事業については、未来への投資として重点的に予算措置を講じる」とされ、その結果、学び系イベントの大合唱予算となりました。また、職員採用にも数々の問題があり、塩見は本予算に反対しましたが、賛成多数で可決しました。



■退職者数を大きく上回る採用

令和3年度の社会人枠採用試験では採用予定数を大きく上回る人数を合格させましたが、令和3年度末の退職者数も大きく超えることもわかりました（下表）。「休業・退職者の補充のため」というのが、その理由でしたが、本来、職員を任命できるのは「職員の職に欠員を生じた場合」に限られ（地方公務員法第17条）、不適切な答弁です。今後の大量退職に備えて多めに採用する計画があれば納得もしますが、採用予定数にも盛り込まれていなかったのですから、やはり無計画なのでしょう。生涯

令和3年度末退職者数と令和4年4月採用数(非正規職員は含まず。)

	R3.3.31 退職者			R4.4.1 職員体制			
	定年	定年外	計	採用数	職員数	休職休業	実働数
事務職	5	10	15	31	402	21	381
技術職	2	1	3	3	85	2	83
保育士・幼稚園教諭	10	5	15	7	114	12	102
消防職	1	0	1	3	134	2	132
技能職	1	2	3	2	24	1	23
その他専門職	5	3	8	11	61	2	59
計	24	21	45	55	820	40	780

その他の予算審査から・・・

■買い物支援をシルバー人材に委託？

現在、市職員が行っている新型コロナウイルスの感染者等への買い物支援をシルバー人材センターに委託する方向性が示されました。しかし、感染者情報は極めて取扱いに注意すべきもので、安易に第三者に委託すべきではありません。再考を求めました。災害備蓄も兼ねて、数日分のレトルト食品や缶詰などを各家庭で用意しておくといいですね。



雇用することになる正規職員の採用が、こんな「思い付き」でいいのでしょうか。また、これとは別枠で「官民プロ人材」として常勤の特定任期付職員2人（月給47万2千円）と、副業可能な非常勤の会計年度任用職員5人（月額報酬上限35万円、日額報酬上限2万4千円の範囲内で市長が定める）を採用しており、これも人件費が膨らむ要因になっています。

■事業を精査せず職員は疲弊

これだけ採用しても、業務過多で疲弊する職員の悲鳴があらちちから聞こえて

きます。自治体が真に取り組まねばならない事業を精査することなく、効果の検証もできないシティプロモーションやイベント、行政の押し付けコミュニティ事業に人的資源を割いているためです。

令和4年度予算では、「コロナで崩壊したコミュニティを再生する」といって、複数の部署が、それぞればらばらに働き盛り世代を対象とする似通った学習系イベント事業を企画し、何の整理もされないまますべて事業化されてきましたが、非効率です。



■しわ寄せは市民にも

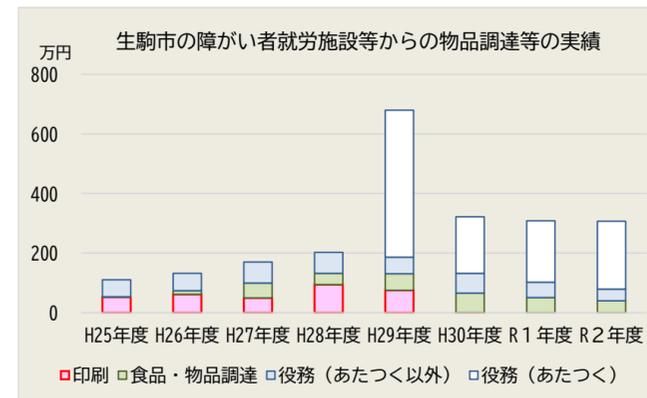
組織の規模も考えず、事業の選択を誤り、無計画に職員を採用した結果は、当然、市民サービスにも影響します。清掃リレーセンターの工事、コミュニティセンター整備や図書館等の備品購入など市民生活や市民サービスに直結する事業予算が予算査定で見送られました。能力のない者に税金を預けてはいけません。

歪められた障害者優先調達推進法の趣旨

3月定例会一般質問①

自治体の契約は一般競争入札が原則ですが、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅就業障がい者の自立の促進を目的とする「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の趣旨に則り、地方自治法施行令では、障がい者就労施設等で製作した物品の調達や役務の提供を受ける場合、任意の障がい者就労施設等と随意契約とすることが可能とされています（第3号随契）。

生駒市でも障害者優先調達推進法に基づき、毎年「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を作成し、調達目標を設定、実績概要を公表していますが、その「実績」は実態とは大きく異なることが判明しました。



■共同受注窓口への発注で「実績」増

右上のグラフのとおり、生駒市の障がい者就労施設等からの物品等の調達実績は、平成29年度から「役務」の提供が増えています。これは総務省令に基づき、市が「障害者支援施設等に準ずる者」と認定した共同受注窓口「あたらしい・はたらくを・つくる福祉型事業協同組合」（あた・つく）への大口発注が増えたためです。

(あた・つく)への発注業務と金額(概数)

平成29年度	障がい者福祉計画作成(444万円)、過去の広報誌データ化(50万円)
平成30年度	シティプロモーションサイトリニューアル(189万円)
令和元年度	good cycle ikoma コンテンツ更新業務(162万円)、同改修業務(9万円)、同システム運用・保守業務(34万円・長期契約)
令和2年度	good cycle ikoma コンテンツ更新業務(193万円)、同システム運用・保守業務(35万円・長期契約)
令和3年度(見込み)	good cycle ikoma コンテンツ更新業務(274万円)、同システム運用・保守業務(35万円・長期契約)

■障がい者が利用された随意契約

ところが、(あた・つく)は、障害者就労施設だけでなく、建設業、運送業、デザイン業、コンサル業などさまざまな業種の会社も組合員になっており、ここが受注した仕事はすべての組合員が仕事を請け負えるようになっています(下図参照)。その結果、組合が受注しても障がい者就労施設以外の事業者が収益の大部分が渡るといえることが起こっています。

例えば、生駒市はシティプロモーションサイト(good cycle ikoma)のリニューアルやコンテンツ更新業務契約を平成30年度から毎年(あた・つく)に第3号随契で発注していますが、収益の7割以上を(あた・つく)の組合員である合同会社オフィスキャンプが得ています。(あた・つく)の理事でもある同社代表の坂本大祐氏は、自らgood cycle ikomaのディレクション(総指揮者)を名乗り、市のさまざまなイベントにも講師として登場しています。

一方、障がい者就労施設(社会福祉法人ぶろぼの)への収益は2割強に過ぎませんが、これでは障がい者はだしに使われたも

同然です。しかし市は毎年、委託費全額を優先調達実績として国に報告しています。

民間事業者どうしの契約ならば、大きな仕事を取ってきて、障がい者ができる仕事をわずかでも就労施設等にあっせんするということはあってもいいと思います。しかし、自治体の仕事を共同受注窓口が第3号随契で取って、その大半を障害者就労施設でない者にあっせんするのは、法の趣旨を歪めていると言わざるを得ません。

■実態と異なる「実績」。目標達成は？

市の「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」における調達目標金額は、平成29年度以降は毎年200万円です。毎年これを上回っているように見えますが、実際に障がい者就労施設に入った収益は、令和2年度で組合事務費を含めても140万円余りに留まります。これで目標達成できたと言えるでしょうか？

good cycle ikomaのサイト開設時に小紫市長は、障害者優先調達推進法に基づく委託業務だと得意げに記者会見で宣伝していましたが、契約のありかた、お金の流れはbad cycleです。

平成30年度～令和3年度 シティプロモーションサイトのリニューアル、コンテンツ更新業務委託料のお金の流れ

